

[事案 17-2] 契約者貸付無効確認請求

- ・平成 17 年 4 月 25 日 裁定受理
- ・平成 17 年 10 月 17 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約者貸付は契約者の意思に反する手続により行われたものなので、無効であるとして裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

申立契約 2 件に関する契約者貸付手続は、契約者の意思に反する手続により行われたもので、上記契約者貸付金を第三者に着服された。申立人（契約者、以下同様）と保険会社双方が同意していない契約行為は無効であるので、契約者貸付の取り消しを求める。無権代理人（知人 A）による契約行為であり、同貸付の存在を了知した段階で既に無効を求めており、保険会社に契約者貸付返済も行っていないので追認していることにはならない。

< 保険会社側の主張 >

取扱者は申立人と知人 A が内縁関係にあると誤認し、本人の意向確認を怠ったという事務疎漏は認める。

契約者貸付手続は知人 A が申立人の保険証券とお届け印を使用して知人 A が署名押印のうえ手続をしたものだが、取扱者は知人 A から申立人の保険証券、印鑑、預金通帳を受け取っており、また、契約者貸付金は 2 件とも契約者名の口座に振り込んでいることから申立人の意思に基づくものと取扱者は判断したものと思われる。「ご用立金支払明細書」および貸付金裏書済みの「保険証券」も自宅宛に送付している。

契約者は知人 A が契約者貸付を受けて金員を窃取したと主張するも、刑事事件として訴えることはしていない。

申立人は無権代理人であると主張する知人 A は窃取した金員の一部を申立人に返済し、それを申立人は受領しており、これは無権代理人に対する追認に当たると考えられるものである。よって契約者貸付金は存在するものと認識する。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申込書と契約者貸付申込書の筆跡が異なることを確認し、無権代理の追認との見解について保険会社からの事情聴取を行った。裁定審査会としては保険会社が主張する無権代理の追認は保険会社が証明しなければならないが通常裁判においても認められないのではないかとの見解を伝え、保険会社での再検討を促した結果、保険会社から申立人の契約者貸付を無効とする旨の申出があった。

そのため、裁定審査会は申立人には契約者貸付金の返済債務は存在しないとの和解案を作成のうえ双方に示したところ双方の合意を得たので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。